

みどり

# 第四回 茨城県美しい水土里づくり 優良活動表彰事例集 【中山間地域等直接支払制度部門】



茨 城 県

みんなで進めよう  
茨城農業改革

## 第四回 茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰

### (中山間地域等直接支払制度部門)について

#### <目的>

中山間地域等は、高齢化の進行や担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が懸念されているなかで、農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進が重要となっています。

本表彰は、このような主旨に沿った取り組みをしている優良な活動組織・集落を表彰し、農業・農村の保全意識の向上及び啓発を図り、併せて茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

#### <対象>

表彰の対象は、県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で、その取組内容により市町村長から推薦を受けた集落です。

#### <主催>

茨城県、全国山村振興連盟茨城県支部

#### <賞の種類>

- 最優秀賞（茨城県知事賞） 1点
- 特別賞（全国山村振興連盟茨城県支部長賞） 1点
- 優秀賞（茨城県農林水産部長賞） 2点

#### <審査>

市町村より提出された推薦書等と現地調査による「予備審査」、および茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰審査委員による「委員審査」により審査を行います。

#### <審査基準>

- (1) 集落の共同保全活動が活発であること。
- (2) 多面的機能の確保に係る活動が活発であること。
- (3) 生産性・収益性向上に係る活動が活発であること。
- (4) 担い手の育成、営農の組織化、法人化に取り組む活動が活発であること。
- (5) その他の活動（特記事項）。

#### <審査結果>

- 特別賞（全国山村振興連盟茨城県支部長賞）： 千田D集落（常陸大宮市）
- 優秀賞（茨城県農林水産部長賞）： 里美地区森久保集落（常陸太田市）、倉見集落（城里町）

## <目 次>

### 【特別賞】〔全国山村振興連盟茨城県支部長賞〕

○常陸大宮市 千田D集落 ······ 1

### 【優秀賞】〔茨城県農林水産部長賞〕

○常陸太田市 里美地区森久保集落 ······ 3

○城里町 倉見集落 ······ 5

●中山間地域等直接支払制度の内容 ······ 7

●平成24年度の制度の概要 ······ 11  
(農林水産省予算概算決定)

### ■推薦集落の位置図



注) この事例集に記載された各集落の活動内容は、平成22年度の活動内容です。  
また、この事例集の記載内容は、市町村より提出された推薦書をもとに作成しています。

【特別賞】常陸大宮市 千田D集落

## 積極的な共同取組活動の実施と 地域の資源である美しい「棚田」の継承

### 1 集落協定の概要

市町村・集落名	常陸大宮市 千田D集落					
協定開始年度	平成12年度					
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地		
	2.3ha	0ha	0ha	0ha		
	(急傾斜1/10～緩傾斜1/23) 2.3ha					
交付金配分方法	個人配分率	50%				
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬	13%			
		道・水路整備費	72%			
		農地整備費	4%			
		上記以外	11%			
交付単価	通常単価の8割					
協定参加者	11名（農業者）					

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"><li>水路・農道の定期的な点検整備や、共同及び個人作業での草刈りによる適正な保全管理の実施</li><li>共同取組活動のつど、今後の作業の打合せを実施</li></ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"><li>景観形成作物（ハナショウブ）の植え付け及び管理</li><li>湧水のため深くぬかるんだ水田の年間を通しての湛水管理</li><li>農地と一体となった周辺林地の下草刈り</li><li>共同取組活動でのため池の管理</li></ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"><li>狩猟等による鳥獣害防止対策の実施</li></ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>傾斜が急であり、保全管理するだけでも大変な農用地が多いなか、先祖から受け継いだ美しい棚田景観の維持</li></ul>

### 3 集落の様子



○美しい棚田景観の維持



○急傾斜でもよく管理された農用地



○水田の湛水管理の様子



○景観作物（ハナショウブ）の管理

### 4 特徴的な取り組み及び成果など

- ・協定農用地の半分以上は急傾斜で、一部には1／10という大変傾斜の急な所や、不整形のほ場が連続するなど、耕作や管理するだけでも大変ななか、協定参加者は農地を守り後世に継承したいという意識が非常に強く、集落一体となった保全活動で美しい棚田の景観が維持されている。
- ・湧水により深くぬかる水田を湛水管理しており、当該水田には毎年カモが飛来しヒナを産むなど生物多様性の保全に努めている。
- ・農地の一部にハナショウブを植え、この管理を継続的に実施しており、開花時期には山間地に鮮やかな見ごたえのある花を見ることができる。農作業の傍らその花を眺めることで心の癒しになっている。
- ・協定参加者等による狩猟や周辺林地の下草刈り等の実施が効果を上げており、電気柵等を設置しなくとも鳥獣害は発生していない。また、猟友会及び捕獲隊に参加している協定参加者が、鳥獣害発生の際には迅速に対応しており、被害防止に一役買っている。

【優秀賞】常陸太田市 里美地区森久保集落

## 映画のロケ地となるような

### 美しい農村景観の維持管理

#### 1 集落協定の概要

市町村・集落名	常陸太田市 里美地区森久保集落					
協定開始年度	平成12年度					
協定面積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地		
	3.2ha	0ha	0ha	0ha		
	(急傾斜1/19) 3.2ha					
交付金配分方法	個人配分率 50%					
	共同取組活動分 (100%)	役員報酬 24%				
		研修会等費 4%				
		道・水路管理費 72%				
交付単価	通常単価					
協定参加者	16名 (農業者14名, 非農業者2名)					

#### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・水路は年2回共同で清掃を実施</li><li>・農道は年2回草刈りなどの保全管理を実施</li><li>・年4回話し合いを開催</li></ul>
多面的機能の確保に係る活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・景観形成作物として、アヤメの作付けを実施</li></ul>
生産性・収益性向上に係る活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・水田の共同防除の実施</li><li>・共同で購入した電気柵の設置によるイノシシ被害の防止</li></ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・映画のロケ地となることで、都市住民との交流を実施</li></ul>

### 3 集落の様子



○よく管理された農地法面



○鳥獣害防止対策での電気柵の設置



○共同取組活動での農道の除草作業  
2010/6/13 8:19



○共同防除作業の様子  
2010/8/22 6:54

### 4 特徴的な取り組み及び成果など

- ・集落協定に非農業者も参加しており、水路の清掃や農道の草刈り等の共同取組活動への参加率は毎回ほぼ100%となっている。
- ・イノシシ対策用の電気柵を交付金の個人配分と市の補助金を合わせて購入し、協定農用地全体の75%で設置しており、被害防止に効果を上げている。
- ・協定農用地周辺について定期的に清掃・除草作業を実施することで、映画「ディアドクター」のロケ地にもなるような美しい農村景観を維持するとともに、映画のロケを通じて都市住民等との交流も行われ、ロケ地を見に訪れる人も現れている。

【優秀賞】城里町 倉見集落

## 丁寧な周辺林地の下草刈り等により 効果を上げている鳥獣害防止対策

### 1 集落協定の概要

市町村・集落名	城里町 倉見集落					
協定開始年度	平成13年度					
協定面積	田 (100%)	畠	草地	採草放牧地		
	6.7ha	0ha	0ha	0ha		
	(緩傾斜1/100) 6.7ha					
交付金配分方法	個人配分率			50%		
	共同取組活動分 (50%)	役員報酬		10%		
		道・水路整備費		90%		
交付単価	通常単価					
協定参加者	19名 (農業者)					

### 2 集落の活動内容

集落の共同保全活動	・年2回の共同活動及び個人作業での水路の保全管理 ・年2回の共同活動及び個人作業での農道の維持管理 ・年1回の総会及び共同活動で集まった際に行っている活動内容についての話し合いの実施
多面的機能の確保に係る活動	・丁寧に実施されている周辺林地の下草刈り
生産性・収益性向上に係る活動	・鳥獣害防止対策としてイノシシ除けの柵を設置
担い手の育成、営農の組織化、法人化に係る活動	・高齢化等により耕作できない農地は、集落協定内での利用権設定等により作付けの継続を維持

### 3 集落の様子



○良好に保全された農地周辺



○丁寧に実施された周辺林地の下草刈り



○共同取組活動での草刈りの様子



○イノシシ対策用電気柵の設置

### 4 特徴的な取り組み及び成果など

- ・毎回ほぼ全員が参加する共同取組活動及び個別作業による協定農用地の草刈りに加え、数人単位の共同作業により周辺林地の下草刈りが丁寧に行われることで、良好に農村環境の保全が図られており、また山林火災やイノシシ対策にも役立っている。
- ・協定地は人家から離れたところに位置し鳥獣被害を受けやすいため、電気柵を設置し、イノシシ対策として大きな効果を上げている。
- ・通常単価での集団的サポート型（農業の継続が困難となる農地が生じた場合に、誰がどのように管理するのかを集落協定に位置付けるもの）や協定参加者内での利用権の設定等により共同で支え合う体制がとられ、適正な農地の保全管理につながっている。

## 中山間地域等直接支払制度の内容

## 1 制度全般について

#### (1) 中山間地域等直接支払制度とは

傾斜が多いなど平地に比べ農業生産条件が不利な中山間地域では、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により水源の涵養や洪水防止といった多面的機能の低下が懸念されています。

そこで平成12年度から、農業生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能の確保を図るため開始されました。

その後、平成17年度からの第2期対策では、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組みを推進するため、段階的単価の設定や加算措置の新設等が講じられました。

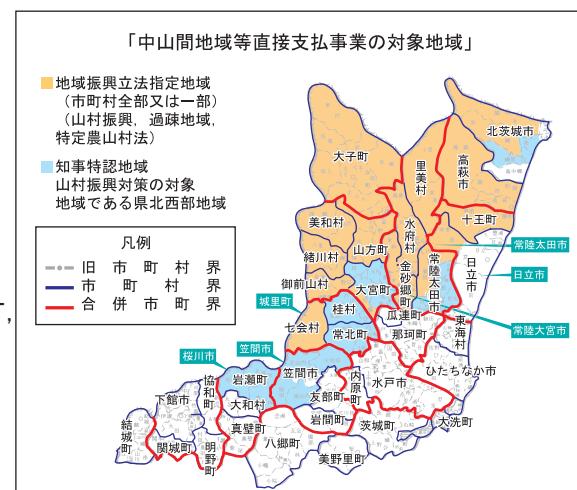
さらに、平成22年度からの第3期対策では、体制整備単価（10割単価）にC要件の集団的サポート型を加えるとともに、加算措置に小規模・高齢化集落支援加算を新設する等、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直され引き続き実施されています。

## (2) 対象地域

茨城県では、特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域及び県知事の特認地域となっており、次のとおり。

北茨城市（旧平潟町、旧大津町、旧南中郷町を除く）、  
高萩市、日立市（旧十王町及び旧中里村）、常陸太田市  
(旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村及び旧常陸太田市（旧  
太田町を除く）)、常陸大宫市（旧御前山村、旧山方町、  
旧美和村、旧緒川村、旧大宮町（旧大宮町を除く））、大子町、  
城里町（旧七会村、旧桂村（旧坏村、旧岩船村、旧沢山村）、  
旧常北町（旧石塚町、旧小松村、旧西郷村））、笠間市  
(旧笠間町（旧笠間町を除く）)、桜川市（旧岩瀬町）

※（注）④市町村名は、昭和25年2月1日当時の市町村名

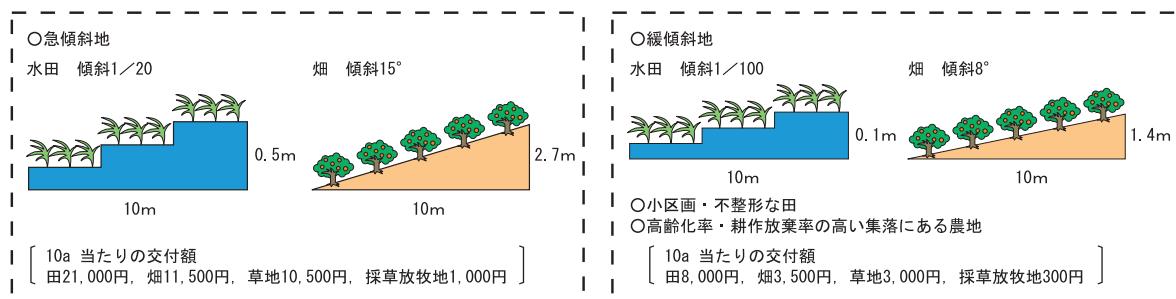


### (3) 対象農用地及び交付金の通常単価

対象農用地は、上記地域のうち、農振農用地区内で、1ha以上の一団の農用地※（1ha以上の団地、または集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上）で、かつ下の図中の傾斜等を満たす農用地。 ※集落協定（次頁参照）の場合

※集落協定（次頁参照）の場合

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。



#### (4) 加算措置

- ① 土地利用調整加算・・・認定農業者等の担い手の利用権設定や農作業受託を行った農用地面積が協定農用地の30%以上（加算単価：10a当たり田500円、畠500円）。
  - ② 規模拡大加算・・・認定農業者等及び新規就農者が新たに利用権設定又は農作業受託を行った農用地について加算（加算単価：10a当たり田1,500円、畠500円）。
- (注) ①と②の重複はない
- ③ 小規模・高齢化集落支援加算・・・小規模・高齢化集落内の傾斜等の交付要件を満たす農用地を含めて協定を締結した場合に、当該農用地面積に応じて加算（加算単価：10a当たり田4,500円、畠1,800円）。
  - ④ 法人設立加算・・・協定農用地面積の30%以上又は3ha以上のうちいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とする農業生産法人、特定農業法人を設立する場合に加算（加算単価：10a当たり田600～1,000円、畠500円～750円、草地・採草放牧地500円～750円）。

## 2 集落協定について

### (1) 集落協定とは

対象農用地において、農業者等が集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めた協定を結び、市町村長の認定を受けるとともに、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。



#### ～集落協定で取り決める内容～

- ① 協定の対象となる農用地
- ② 構成員の役割分担：農用地の管理者及び付託の方法、水路・農道の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、代表者等
- ③ 集落マスタートップラン
  - 集落の10～15年後を見据えた将来像
  - 将来像を実現するための5年間の活動計画
- ④ 協定で取り組む活動内容（交付金の交付要件となる活動の選択）
- ⑤ その他、交付金の使用方法など

### (2) 交付対象者

集落協定に基づき5年間以上継続して行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

### (3) 交付対象行為と単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なり、5年間以上農業生産活動等に取り組み、協定農用地の維持・管理までを行う協定には通常単価の8割の交付を、これに加え農業生産活動の継続に向けた集落の体制整備を行う協定には通常単価（10割）の交付となります。

### 通常単価の8割（集落協定で必ず実施しなければならない事項）

8割単価までの交付金の交付を受けるために必須となる活動

- ① 集落マスタートップランの作成
- ② 農業生産活動等（必須事項）
  - 耕作放棄の発生防止活動：法面保護・改修、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定等
  - 水路・農道等の管理活動：適切な施設の管理・補修（泥上げ、草刈り等）
- ③ 多面的機能を増進する活動（次のうち1つ以上を選択）
  - 国土保全機能を高める取り組み：農用地と一体となった周辺林地の管理等
  - 保全休養機能を高める取り組み：景観形成作物の作付け、市民農園・体験農園の設置等
  - 自然生態系の保全に資する取り組み：魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保）等

### 通常単価（10割）

農業生産活動等に加え、体制整備まで取り組む場合は、上記の活動に加え、以下の活動

- ① 農用地や農地法面、道・水路等の保全マップの作成・実践
- ② 地域の実態に即して、次のA・B・Cの要件のいずれかを選択して実施

#### A要件（以下のいずれか2つを選択）

協定農用地の拡大／機械・農作業の共同化／高付加価値型農業の実践／地場産農作物等の加工・販売／農業生産条件の強化／新規就農者の確保／認定農業者の育成／多様な担い手の確保／担い手への農地集積／担い手への農作業の委託

#### B要件（以下のどちらか1つを選択）

集落を基礎とした営農組織の育成／担い手への農用地の集積化

#### C要件（集団的サポート型）

集団的かつ持続可能な体制整備（高齢農家でも安心して参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落内で取り決める。）

## 3 個別協定について

### （1）個別協定とは

① 基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の権原を有するものとの間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託について締結されるものであって、次の（ア）～（カ）までの事項を規定したものです。

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| （ア）協定の対象となる農用地     | （イ）設定権利等の種類           |
| （ウ）設定権利者、委託者名（出し手） | （エ）設定権利等の契約年月日、契約期間   |
| （オ）交付金の使用方法        | （カ）加算措置適用のために取り組むべき事項 |

（※1）基幹的農作業とは、

田畠の場合・・・耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、整枝・剪定、病害虫防除、収穫、乾燥・調製

草地の場合・・・耕起、播種、収穫、乾燥・調製

② また、次の（ア）・（イ）いずれかの条件を満たす認定農業者等が、①の事項に加えて、農業生産活動等として取り組むべき活動（※2）又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき活動を協定に規定する場合は、その認定農業者等の自作地（傾斜等、交付金の交付対象となる農用地であることが必要。）も協定の対象とすることができます。

（ア）一団の農用地すべてを耕作している者 （イ）3ha以上の経営の規模を有している者  
なお、自作地を対象とする場合は、少しでも利用権設定等により引き受けた農用地が含まれていないといけません。（自作地のみを対象とすることはできません。）

（※2）農業生産活動等として取り組むべき活動とは、耕作放棄地の防止活動や水路・農道等の管理活動及び、景観作物の作付けや農用地と一体となった周辺林地の管理などの多面的機能を増進する活動のことです。

## （2）交付対象者

個別協定締結のもと活動する認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等で、5年間以上継続して農業生産活動等を行う組織等です。

## （3）交付対象行為と単価

対象行為：認定農業者等が利用権の設定又は基幹的農作業の受託等に基づく農地の引き受けによる農業生産活動等を行う。

### 通常単価

- ・自作地以外の農用地（引き受け地）のみを交付対象とする協定はすべて10割単価です。
- ・自作地の農用地を含めて交付対象としている協定は、平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

### 8割単価

- ・自作地の農用地を含めて交付対象とし、利用権の設定等をしているものの、平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加しない場合は8割単価となります。

## 4 実際の交付について

### （1）交付金の交付先

市町村から集落協定代表者、個別協定は認定農業者等に交付します。

### （2）交付金の使用方法

集落協定は協定参加者の合意により使途を決定し、個人に支払うだけでなく、共同取組活動を通して水路・農道等の維持管理費、景観作物の種苗代、農業機械購入の積立などにも使用できます。  
一方、個別協定は認定農業者等が使用します。

### （3）交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。ただし、農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。

# <平成24年度の制度の概要(農林水産省予算概算決定)>

## 3 中山間地域等直接支払交付金

【25, 917(26, 998)百万円】

### 対策のポイント

高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施します。

### <背景／課題>

- ・中山間地域等直接支払制度は、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところです。
- ・本制度については、「我が国の食と農林漁業再生のための基本方針・行動計画」を地域で進める上で、条件不利地域における戸別所得補償制度の適切な補完となるよう、また、中山間地域の力が総合的に発揮されることとなるよう、適切な推進を図る必要があります。
- ・一方、東日本大震災の発生に伴い、海水の湛水やガレキ・ヘドロの堆積等の影響により作付再開後相当程度の収量が低下するなどの生産条件が不利となった農用地が生じた場合、支援の対象とする必要があります。

### 政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、対策期間（平成22年度～平成26年度）において、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止

### <主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25, 544(26, 625) 百万円  
中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付します。  
また、東日本大震災により生産条件が不利となった農用地についても対象となるよう、現行の対象地域に被災地域を追加します。  
補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a 等）  
事業実施主体：地方公共団体

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 373(373) 百万円  
都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。  
補助率：定額  
事業実施主体：地方公共団体

[お問い合わせ先：農振興局中山間地域振興課（03-3501-8359（直））]

# 中山間地域等直接支払制度の概要

【25, 917(26, 998)百万円】

## 中山間地域等直接支払制度の内容(平成22~26年度)

中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度に見直した上で、第3期対策(H22~H26)を実施しているところ

### 【対象地域】

地域振興8法指定地域及び知事が定める特認地域

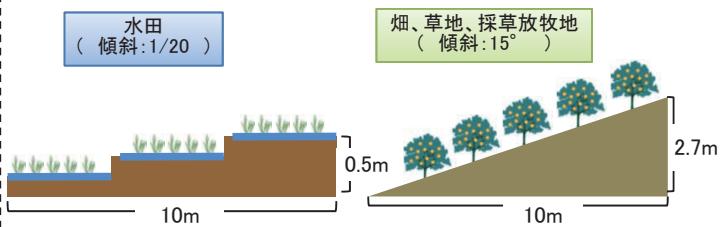
地域振興8法:特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法

奄美群島法及び小笠原諸島法

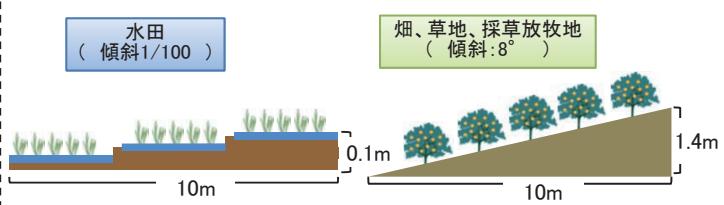
### 【対象農用地】

下記基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

#### ①急傾斜地



#### ②緩傾斜地



#### ③小区画・不整形な田

#### ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地

#### ⑤積算気温が低く、草地比率の高い草地

#### ⑥傾斜地と同等の条件不利性を有する特認農用地

・離島の平地等(H23拡充)

・東日本大震災により生産条件が不利となった農用地(H24拡充)

※東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特別区域に限る。

地目	区分	交付単価
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500
草地	急傾斜	10,500
	緩傾斜	3,000
採草放牧地	草地比率の高い草地	1,500
	急傾斜	1,000
	緩傾斜	300

※ 1 ③と④の対象農用地は緩傾斜地の単価

2 体制整備として取り組む農業生産活動等を実施しない場合、交付単価は8割

加算措置

規模拡大加算、土地利用調整加算

小規模・高齢化集落支援加算

法人設立加算

## **茨城県農林水産部農地局農村環境課**

**〒310-8555**

**茨城県水戸市笠原町978番6**

**TEL (029)301-4264**

**FAX (029)301-4269**

**E-mail nokan4@pref.ibaraki.lg.jp**

**平成24年1月作成**